

令和2年度

第7回定例農業委員会会議録

令和2年10月20日 開催

令和2年10月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第15号

令和2年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年10月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年10月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年10月20日 午前9時00分

閉会 令和2年10月20日 午前10時20分 (会期1日)

第1日目 (10月20日)

出席委員 16名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員

8番 大野 翔平 委員、 9番 細谷 美一 委員

欠席

16番 笹川 武義 委員、 17番 滝川 廣男 委員
19番 福家 功 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 0人

議事日程

令和 2 年 10 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 2 年 10 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 7 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、16 番 笹川 武義 委員、17 番 滝川 廣男委員、19 番 福家 功 委員の 3 名です。よって農業委員出席者は 16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、8 番 大野 翔平 委員、9 番 細谷 美一 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

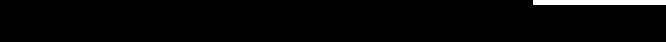
農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、2 件です。

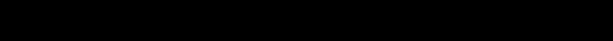
議案第 1 号-1

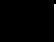
地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 24 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は  に住み相続により取得した農地の処分を考えていたところ、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 25,227 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。なお、[]でも 2,422 m²の経営農地があり、こちらにつきましては、[]からの経営審査表で適正に維持管理されていることを確認しています。

また、取得後の営農計画としては、にんにくです。

譲受人の農作業暦としては、15 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター2 台、耕運機 1 台、動噴 2 台、草刈り機 2 台、トラック 1 台を所有しています。また、にんにくの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1 k m、車で 5 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： []

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 25 万円

申請地： []

譲渡人： []

譲受人： []

説明： 申請に至った理由ですが、高齢で農地を手放したいと考えていたところ、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 25,227 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。なお、[]でも 2,422 m²の経営農地があり、こちらにつきましては、[]からの経営審査表で適正に維持管理されていることを確認しています。

また、取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業暦としては、15 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター2 台、耕運機 1 台、動噴 2 台、草刈り機 2 台、トラック 1 台を所有しています。また、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1 k m、車で 5 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 2 号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条申請」についてです。今月は、2 件あります。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請者：

申請地：

農地区分： 2 種農地

転用目的： その他の業務用地／再生可能エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備 5 基（太陽光パネル 252 枚） 488.96 m²
構内柱 1 本 0.01 m² 合計：488.97 m²

申請事由： 太陽光発電施設

説明：【理由】 申請人は、現在、会社勤務をしており、仕事が多忙を極めていることから、普段、農作業を行なうことができず、労働力不足を生じているため、農地の維持管理に苦慮しているとともに、近年、大きくなる子どもの教育費さらには、自身の老後の生活費にも不安を抱くようになったことから、安定的な収入源として、太陽光発電事業に取り組もうと決意し、申請に及んだものです。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 0 万円、建築費 1,300 万円、合計：1,300 万円
内訳：自己資金 0 万円、借入金 1,300 万円

【工事期間】 転用許可後～令和 3 年 1 月 31 日

【造成工事】 盛土・切土はなく、現状利用。コンクリート擁壁等の設置なし。
法面勾配として、1：1.0 勾配仕上げ。

【排水関係】 雨水：自然浸透、 汚水：なし

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【その他】 経済産業省認定通知による設備 I D の取得並びに四国電力（株）との契約の成立を証する書類の添付

議案第 2 号-2

地図・図面：

申請者：

申請地：

農地区分： 2 種農地

転用目的： 納屋の敷地拡張

施設の概要： 納屋平屋建て 1 棟 111.32 m²

併用地：

合計面積：291.66 m²

申請事由： 納屋の敷地拡張

説明：【理由】 申請人の父の代に農機具類等が増え、納屋が手狭となったことを受け、平成 12 年 3 月頃から 4 月頃にかけて、隣接する申請地に農業用の納屋を建築し、これを利

用して現在に至りましたが、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに申請人が気づき、これを深く反省しており、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、解消を図るものであります。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：0万円

【工事期間】 平成12年3月頃～平成12年4月頃

【造成工事】 本申請による新たな造成工事なし。

【排水関係】 雨水：敷地内側溝を経由し、既存農業用水路へ放流。汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】 該当なし。

【隣接農地の同意】 該当なし。

【他法令関係】 公共用財産の用途廃止申請の添付。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「農地法第5条申請」についてです。今日は、3件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

権利： 所有権の移転 無償贈与

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 分家住宅

施設の概要： 住宅2階建て 1棟等 113.12㎡ 土地利用：49.83%（≧22.00%）

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 現在、譲受人は、において借家住まいをされており、子どもの成長とともに、家財道具等も増えてきたことから、住まいが手狭となっている状況にあること、さらには、休日に、実家の農業を手伝うとともに、将来、親の高齢化に伴って介護の世話ができるように近くで分家住宅を建てたいとの考えから、実家が所有する農地の中で、建築予定規模等を考慮した結果、この農地が最適であると判断し、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 200万円、建築費 2,900万円 合計：3,100万円
内訳：自己資金 100万円、借入金 3,000万円

【工事期間】 令和2年11月30日～令和3年4月20日

【造成工事】 耕作土撤去 H=0.20m、良質花崗土による盛土 H=0.70m
コンクリート擁壁の設置 H=0.70m～0.80m、W=0.15m

【排水関係】 雨水：最終柵より東側の既設水路に放流。
汚水：合併浄化槽を設置し、最終柵より東側の既設水路に放流。

【他法令関係】 今後、建築基準法に基づく確認申請を予定しております。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第3号-2

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定による一時転用

申請地：

農地区分： 2種農地

賃貸人：

賃借人：

転用目的： 薪の資材置場

施設の概要： 薪置場（100tの保管場所）及び薪運搬車の停止・回転場

申請事由： 資材置場（薪）

説明：【理由】 以前より、譲受人は、XXXXXXXXXXを中心として、運送業等を営むとともに、薪等の資材の販売を手掛けることで、順調に経営規模を拡大させており、今後、さらに業績を伸ばしていくためには、資材置場の確保が重要であると考え、XXXXXXXXXXにおいて、3箇所ほどの候補地を絞り、その中で、資材置場に適する土地を検討した結果、3年間の一時利用の期間が満了するこの申請地が、やはり最適であると判断し、引き続き、立地条件の良い本申請地を借り受けるため、今回、3年間の一時転用の申請に及んだものであります。また、譲渡人も高齢化に伴い農地の維持管理に苦慮しており、引き続いて、譲受人に申請地を借りてもらいたいとの考えを持っていることから、今回、双方の意向が合致したものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：0万円

【工事期間】 平成29年10月1日～平成29年10月31日（造成済み）

【造成工事】 当時の造成工事としては、良質花崗土による盛土 H=0.10m
コンクリート擁壁等の設置は、なし。

【排水関係】 雨水：雨水柵を設置しているので、南側の既設水路に放流します。
汚水：ありません。

【他法令関係】 ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【農地復元に係る誓約書】 借人が事業計画どおりに工事を完了しない場合に貸人において、責任をもって農地復元を行なう旨の誓約書の提出がなされております。

【営農計画】 一時転用の終了に伴う資材置場の撤去後、貸人による水稻または野菜の作付けを実施する旨の営農計画書が提出されております。

議案第3号-3

地図・図面：

権利： 賃貸借権の設定による一時転用

申請地：

農地区分： 2種農地

賃貸人：

賃借人：

転用目的： 一般廃棄物最終処分場地下流域に係る洪水防止用調整池

施設の概要： 洪水吐一式、流入水路一式、暗渠排水管（HP φ600）等

併せ利用地：

申請事由： 調整池

説明：【理由】 譲渡人であるが、自らの農地に、太陽光発電設備を設置するため、農地法第4条の許可申請を行ないたい旨の相談が事務局に寄せられた際、所有地内に無断転用している農地がないかどうかを確認する中で、隣接する今回の申請地3筆が、すでに一般廃棄物最終処分場第2処理地下流域に係る洪水防止用の調整池として、無断転用されているのではないかと疑義が生じ、調査を進めました。平成9年当時、地方公共団体が、行なう事業については、「許可不要案件」として扱われるものと誤認解釈したものと想定されます。

管轄すると、との間で協議を重ね、今回3年間の一時転用による是正申請に及んだものであります。

【資金計画】 当時、土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 4,900万円 合計：4,900万円
内訳：自己資金 4,900万円、借入金 0万円

【工事期間】 平成9年7月25日～平成10年3月25日
賃貸借期間については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の期間ですが、双方、異議申出がない場合には、さらに1年間の延長を行なう旨の規定

【造成工事】 当時の内容

盛土はなく・切土として、H=4.0m～6.5m程度切り下げております。また、コンクリート擁壁（L型擁壁：H=2.96m～3.58m、L=66.1m、重力式擁壁：H=1.49m～1.50m、L=5.0m）等の設置により、調整池における安定性の確保を図っております。

【排水関係】 雨水：調整池よりの排水放流により処理します。污水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 ありません。

【農地復元に係る誓約書】 借人が事業計画どおりに工事を完了しない場合に貸人において、責任をもって農地復元を行なう旨の誓約書の提出がなされております。

【営農計画】 一時転用の終了に伴う調整池撤去後、貸人による水稻の作付を実施する旨の営農計画書が提出されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」です。なお、8 ページ案件第 10 号に私に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をします。なお、後の進行については、職務代理にお願いします。

【 退室 】

議長代理

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）権利種別：貸借権設定の第 10 号案件について説明します。P.8～9 です。

所在：

利用権： 使用貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 20,183 m²

利用目的： 水稻

賃料： 0 円

期間： R2.11.1～R8.10.31（6 年間）

以上、審議のほどよろしくお願い致します。

議長代理

案件第 10 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長代理

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 10 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長代理

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。中添会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、14 ページ案件第 22 号に本井委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

案件第 22 号案件について説明します。P.14 をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 6,242 m²

利用目的： 水稻

賃料： 7,220 円 (5,000 円/10 a 当り)

期間： R2.11.1～R5.10.31 (3 年間)

以上、審議のほどよろしく願います。

議長

案件第 22 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 22 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。本井委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

P.4～P.14 をご覧ください。権利種別、貸借権設定です。

先ほどご審議いただいた案件を含む、契約件数： 22 件 合計 62,604 m²

内訳

新規契約： 1～4番 4件 12,432 m²

更新契約： 5～22番 18件 50,172 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは、再開いたします。議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」の申請です。なお、案件第7号に森委員に係る案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第7号案件について、説明します。

議案第5号-7

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 2,348 m²

利用目的： 花卉

賃料： 年間11,345円(10a当り5,000円)

期間： R2.11.1～R8.10.31(6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第7号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。森委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 8 号に大野委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 8 号案件について、説明します。

議案第 5 号-8

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 27,935 m²

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間 4,170 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間： R2.11.1~R8.10.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 8 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 8 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。大野委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 10 号・11 号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 10 号案件から、説明します。

議案第 5 号－10

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 120,578 m²

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間 11,305 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間： R2.11.1～R8.10.31 (6 年間)

議案第 5 号－11

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 120,578 m²

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間 3,510 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間： R2.11.1～R8.10.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 10 号・11 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 10 号・11 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

それでは、改めて P.16 からご覧ください。先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 28 件 合計 45,994 m²
新規契約： 1 番～ 28 番 28 件 (42 筆) 45,994 m²
更新契約： なし
変更契約： なし

また、貸付先としましては、1 番から 4 番を [] へ、5 番・6 番を [] へ、9 番を [] へ、P.21、12 番を [] へ、13 番から 16 番を [] へ、17 番を [] へ、18 番を [] へ、19 番から 28 番を [] へ、貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

松本委員

[] さんは、どこの方ですか？

事務局

先月から本地区の新たな担い手として機構より貸し付けを行っている法人です。

[] に住所を置き、[] で認定農業者となっています。作付け品目としましては、ニンジン、ブロッコリー、レタス、イモ類です。[] では、当面ブロッコリーを作付ける予定です。

議長

他にご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 6 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今回は、除外案件が 1 件です。

議案第 6 号－1 (除外)

地図・図面： []

申出区分： 農用地からの除外

申請地： []

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者： []

変更後の土地所有者： []

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建1棟 70.38㎡、車庫平屋建1棟 28.12㎡
物干し場平屋建1棟 6.00㎡、看板4基 7.06㎡ 合計111.56㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費150万円、建築費2,300万円
合計2,450万円 <内訳>自己資金0万円、借入金2,450万円

【変更を必要とする理由】

申請人は実家で親族と同居しており家族の増加と子供の成長に伴い現在の住宅では手狭になったため、妻の所有する唯一の土地で住宅の建設を計画したものです。現在の宅地内で建て替えるには工事用進入路が確保できないうえ、相続の関係で利用できません。宅地に隣接する祖父の土地でも検討しましたが、相続の関係で利用できません。その他も検討したが、同じく相続の関係や除外要件を満たさないため本申請地を選定し、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和3年2月 【供用開始時期】 令和3年8月

【造成】 花崗土による盛土H=0.2m、境界コンクリートH=0.1m（西側）

【排水】 雨水：溜枡を設置し、南側水路へ放流 汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積467.00㎡、建築面積111.56㎡ 23.88%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申出地は、3辺を2車線道路に接するなど、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第6号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について、説明致します。今月は、7件あります。それでは、議案書の31Pをご覧ください。

報告1-1 [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

解約日：令和2年10月5日

説明：基盤整備事業施工に伴う利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-2

申請地：

合計面積：3,223 m²

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年9月30日

説明：基盤整備事業施工に伴う利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-3（地図：P66、4-い、う）

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年10月7日

説明：基盤整備事業施工に伴う利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-4

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年10月1日

説明：基盤整備事業施工に伴う利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-5

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年9月7日

説明：土地所有者の財産処分を目的とした残存小作権の解約で離作補償はありません。

報告1-6

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年9月6日

説明：土地所有者の財産処分を目的とした利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-7

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年9月6日

説 明：土地所有者の財産処分を目的とした利用権の解約で離作補償はありません。

以上、7件の届出についての説明です。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第4号議案の案件第10号、22号及び第5号議案の案件第7、8、10、11号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10時 20分

閉会